

締約国に関する情報 S M	サンマリノ 一 般 情 報	附属書 B 1 S M
国内官庁の名称	Patent and Trademark Office (San Marino) (特許商標庁 (サンマリノ))	
所在地及び郵便のあて名	Via 28 Luglio 212, 47893 Republic of San Marino	
電話番号	(378) 549 882 982	
ファクシミリ装置	(378) 549 883 856	
電子メール	info@brevettiemarchi@pa.sm	
インターネット	www.usbm.sm	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から1箇月以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
サンマリノの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
サンマリノが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
サンマリノを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	
国際型調査に関するサンマリノの規定	な し	
国際公開に基づく仮保護	欧州特許を目的とする指定の場合 (欧州特許条約第67条, 第150条及び第158条参照) : (1) EPOの公用語の1つで公開された国際出願 : 公開に基づき, 侵害に対して, 状況において合理的な損害賠償を請求する権利を出願人に与える (2) EPOの公用語でない言語で公開された国際出願 : (1)に規定する保護は, EPOがその公用語の1つによって提供された国際出願を公開するまで効力を生じない	
サンマリノが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報は, 附属書B2の欧州特許機構 (EP) を参照		